

香川県児童相談所一時保護施設第三者評価業務に関する業務委託契約に係る
企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について（公告）

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和8年5月26日

契約担当者 香川県子ども女性相談センター所長 水永 淳

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 香川県児童相談所一時保護施設第三者評価業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日
- (3) 契約限度額 763,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 委託業務の概要
別紙「香川県児童相談所一時保護施設第三者評価業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (4) 香川県の県税に滞納がない者

3 応募方法

- (1) 応募意思表明書（様式1）、応募概要書（様式2）及び応募資格に関する確認書（様式3）（以下「応募意思表明書等」という。）を下記11の応募先まで持参、郵送または電子メール（期間内必着）により提出してください。
 - ア 受付期間 令和8年5月26日（火）から令和8年6月4日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
 - イ 受付時間 8：30～12：00、13：00～17：15
- (2) 応募意思表明書等を提出した者全員に対し、6月8日までに応募資格の確認結果を電

子メール等で通知します。

(3) 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

4 説明会

本業務の企画提案を実施するにあたり、説明会は開催しません。質問事項については、6月8日（月）までに質問書（様式4）を使用して電子メール等で提出してください。下記のとおり説明会を開催します。

5 質問の回答方法

令和8年6月12日（金）に応募資格要件に適合する者全員に電子メールにて回答します。

6 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類（電子データを含む。）が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

7 プレゼンテーション

11の評価に際しては、応募者のプレゼンテーションによる提案内容の説明（オンライン開催とします。日時等は、後日、応募者に通知します。）を実施する場合があります。

8 選定方法

応募の受付期間終了後、応募意思表明書等を提出した者を対象として、質問の受付を行った後、企画提案書の提出を求めます。この規格提案書について、選定委員会において審査の上、契約の予定者を選定します。

9 企画提案書の作成について

(1) 企画提案内容

以下の要件項目ごとに、企画の内容について具体的に提示すること。

要件項目	基本的要件
ア 業務全体に関して	業務に関する基本的な考え方、全体イメージ、概要 業務実施全体スケジュール
イ 業務実績	過去の児童相談所（一時保護施設除く）の評価実績 過去の児童相談所一時保護施設の評価実績

	過去の社会的養護関係施設の評価実績 ※それぞれ参考資料等があれば添付すること
ウ 業務体制等	子どもの権利擁護等に精通していること 児童相談所（一時保護施設含む）の運営、業務内容に精通していること 社会的養護関係施設の運営、業務内容に精通していること 児童相談所（一時保護施設含む）の運営、業務に関する現状や課題に対する正確な理解 児童福祉現場における実務経験者を確保していること 円滑かつ効果的な業務実施のため、独自に工夫している点
エ 運営体制	十分な人員が確保されていること 迅速かつ綿密な連携体制を取るに十分な運営体制
オ 経費	本業務の実施に係る経費とその内訳 様式6の「業務見積書」により記載すること
カ 個人情報の取扱い	本業務により得た個人情報の取扱いの方針（契約期間満了後も含む）

(2) 企画提案書の規格

A4版 左上綴じ

(3) 記載方法

上記(1)の項目ごとに項番（ア-①、ア-②……）を付して作成すること。

(4) 関係書類の提出

企画提案書とは別に次の書類を提出すること

ア 役員名簿

イ 決算書（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書等の財務諸表）

(5) 提出部数

規格提案書については8部

*そのうち企画提案書7部には団体名を記載しない。

上記(4)の書類については正本1部。

(6) 提出期限

令和8年6月19日（金）17時15分まで

(7) 提出方法

下記15まで持参または郵送（郵送の場合は期間内に必着することが要件です）。

(8) 共同して提出する場合

複数の法人等で共同して申請する場合にあつては、グループを構成する各法人等について、上記の(4)に記載する関係書類が必要です。

また、そのグループに名称をつけ、代表する法人等を決め、次の書類を提出してください。

- ・共同申請の場合の構成員表（様式7）

- ・グループ構成団体間の役割分担、リスク分担等を記載した書類（任意様式）
- ・グループ申請の場合の誓約書（様式8）
- ・グループを代表する法人等への委任状（様式9）

10 受託候補者の選定

(1)選定方法

ア 第1次審査

上記9の企画提案書について、香川県子ども女性相談センターにおいて書類審査を実施します。書類審査の結果は電子メール等で各応募者あてに通知します。

イ 第2次審査

応募者から提出された企画提案書等により、「香川県児童相談所一時保護施設第三者評価業務委託先選定委員会」（以下「委員会」という。）において審査のうえ、得点（委員会の各委員が下記11に基づき5段階で採点した点数の合計）の最も高い応募者を受託候補者として選定します。なお、次のいずれにも該当しない者で、得点の最も高い応募者が2者以上いる場合は、委員会で協議のうえ、受託候補者を選定します。

（ア）上記2に定める資格要件をすべて満たさない者

（イ）企画提案書の提案内容が仕様書の要件等に反しまたは矛盾している場合

なお、審査の結果、応募者全てが最低基準点（満点の5割）に達しない場合、受託候補者を選定せず、再度企画提案を募集することがあります。

(2)審査結果の通知

委員会による審査結果については、委員会終了後概ね1週間以内に各応募者に通知します。

11 審査基準

審査は、下記の各項目について評価基準による5段階評価とし、選定委員会の4名の委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とします。

評価項目		加点の上限
ア 業務全体に関して	業務に関する基本的な考え方、全体イメージ、概要は趣旨に照らして適当であるか。	5
	全体的な作業スケジュールは無理のない計画となっており、十分に実施可能であるか。	5
イ 業務実績	過去に児童相談所（一時保護施設除く）の評価実績があり、業務実施に必要なノウハウを十分有しているか。	5
	過去に児童相談所一時保護施設の評価実績があり、業務実施に必要なノウハウを十分有しているか。	5

	過去に社会的養護関係施設の評価実績があり、業務実施に必要なノウハウを十分有しているか。	5
ウ 業務体制等	子どもの権利擁護等に精通しているか。	5
	児童相談所（一時保護施設含む）の運営、業務内容に精通しているか。	5
	社会的養護関係施設の運営、業務内容に精通しているか。	5
	児童相談所（一時保護施設含む）の運営、業務に関する現状や課題を正しく理解しているか。	5
	評価を担当する職員として、児童福祉現場における実務経験者を確保しているか。	5
	円滑かつ効果的な業務実施のため、事業者が独自に工夫している点はあるか。	5
エ 運営体制について	本事業を実施するにあたり十分な人員が確保されているか。	5
	本事業を実施するにあたり迅速かつ綿密な連携体制を取るに十分な運営体制であるか。	5
オ 経費	企画内容に比較し、見積額が適切であるか。	5
合計		70
カ 個人情報の取扱い	⑮ 個人情報保護（個人情報の保護に関する法律、香川県個人情報保護条例（平成16年12月21日香川県条例第57号））に対する理解が十分備わっている。	確保されなければ失格
	⑯ 本事業における個人情報の取り扱いが適切である。	

<評価点の目安>

大変優れている＝5、優れている＝4、普通＝3、やや劣っている＝2、劣っている＝1

12 委託契約の締結

県は、受託候補者として選定した者（その者が契約締結時までに上記2に定める資格要件に該当しなくなった場合、または事故等の特別な理由により契約締結が不可能となった場合は、上記10において次点の者）と、提案の内容と意向について協議・調整を行ったうえで、予算の範囲内で業務の委託契約を締結します。なお、仕様書内容及び受託候補者が提出した企画提案書の提案内容については、受託候補者と県との協議により変更することがあるので、見積金額が契約金額とならない場合があります。

13 契約書作成の要否

要します。

14 電子契約の可否

(1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時から県が契約書案を送付するまでに電子メールにより提出してください。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

15 応募・照会先

〒760-0004 香川県高松市番町2丁目6番32号

香川県子ども女性相談センター 総務課 担当者：河内、北條

T E L : 087-862-8861

F A X : 087-862-4154

E-mail : kodomo@pref.kagawa.lg.jp

16 スケジュール

5月26日	公告開始
6月4日	公告終了
6月4日	応募意思表明書受付締切り
6月8日	応募資格要件の確認結果通知
6月8日	質問の受付締切り
6月12日	質問への回答
6月19日	企画提案書受付締切り
6月下旬	審査会
6月下旬～7月上旬	企画提案書審査結果通知
7月上旬	見積書を徴収、契約締結

17 その他

(1) 提案に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

(2) 県に提出された書類は、応募者に返却しません。

(3) 提出された書類の受領後の差し替え及び再提出は認めません。